

軽自動車税の税率が変わります

地方税法の一部改正により、平成27年度から原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車などの税率が引き上げられます。三輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以降に新車新規登録した車両から適用されます。なお、最初の新車新規登録から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、平成28年度から重課税率が適用になります。

問／市民税課 ☎525-3713

原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車の税率

車種区分		～平成26年度	平成27年度～
原動機付自転車	50cc以下 (白色のナンバープレート)	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下 (黄色のナンバープレート)	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下 (桃色のナンバープレート)	1,600円	2,400円
	ミニカー (水色のナンバープレート)	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
ボートトレーラーなど		2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど) (緑色のナンバープレート)	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど) (緑色のナンバープレート)	4,700円	5,900円

軽自動車(三輪以上)の税率

車種区分		平成27年度～		平成28年度～	
		平成27年3月31日以前に 初度検査を受けたもの (現行税率) ①	平成27年4月1日以後に 初度検査を受けたもの (新税率) ②	初度検査から 13年経過したもの (重課税率) ③	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

- ①現在登録されている車両および平成27年3月31日までに新車新規登録した車両
→①平成27年度以降も現行の税率を適用
- ②平成27年4月1日に新車新規登録した車両
→②平成27年度から新税率を適用
- ③平成27年4月2日以降に新車新規登録した車両
→③平成28年度から新税率を適用
重課税率の適用について

平成28年度から、4月1日現在(賦課期日)で新車新規登録後13年以上経過した車両は、重課税率③が適用されます。平成28年度は平成14年以前に新車新規登録を受けている車両が対象です。

※新車新規登録日は「自動車検査証」の「初年度検査年月」の欄に記載されています(左記参照)。

13年を経過した車両の確認の方法

番号 〇〇〇〇〇 自動車検査証 平成14年4月1日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初年度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
福島 50 あ 〇〇〇〇	平成14年4月1日	平成14年-月	軽自動車	乗用	自家用	箱型		
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ 幅 高さ		
ABC-1234567	4人	kg	730 kg	950 kg		338cm 145cm 152cm		
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号
フクシマ	AB-XYZ	□□□□	ガソリン	0.65 L	500 kg	300 kg	88765	0001

初年度検査年月
平成14年-月

ここを確認してください